防災対策シリーズ連載 『備え』　～ vol.52～

「防災庁」が新たに発足!!

2026年11月2日、国の防災体制を強化する新たな組織として「防災庁」が発足しました。
「防災庁」は、2026年に成立した防災庁設置法にもとづいて設置される国の組織で、目的は大きく3つに整理できます。

【防災庁の目的】
- ▶事前防災を徹底する
- ▶発災から復旧・復興までを一貫して担う
- ▶府省庁の縦割りを越えて調整する

これらはいずれも、これまでの防災行政が抱えてきた課題に向き合うものです。
「防災庁」では**『共に考え、共に備え、共に守り、共に未来を築いていく』**という考えのもと、率先して事前防災を進めます。しかし、防災は国や行政に任せるだけで十分というわけではありません。国民一人ひとりが**『自分の命を守るために、今できること』**を考え、実際の行動につなげていくことが必要です。
防災庁は、「事前防災徹底のための緊急要請」とまで銘をうち、備蓄品の見直しを呼びかけました。
『 水、食料、携帯トイレについて、
「少なくとも3日、できれば1週間分は用意してもらいたい」』
いま一度、ご家庭の備蓄品を見直し、事前防災の徹底に努めましょう。

「防災庁について詳しく知りたい方は、11月2日から公開された防災庁のWebサイトをご覧ください。
https://www.bousai.go.jp/index.html

〈防災士　荻野 勝也〉